

平成 30 年度 町民税・県民税申告書の手引き

町民税・県民税の申告については、「広報ちくぜん2月号」、「筑前町ホームページ」をご覧ください。
不明な点がございましたら、税務課 町民税係 にお尋ねください。

筑前町役場（本庁舎1階） 税務課 町民税係 0946-42-6605

◎納税相談（確定申告・住民税・国保税申告会場の開設）のお知らせ

※土・日・祝日は受付を行っていませんので、ご注意ください。

※税務課町民税係の窓口と総合支所の窓口では納税相談は一切行っていません。必ず会場までお越しください。

【相談期間と場所】

2月16日（金）～2月26日（月） 男女共同参画センター「リブラ」2階 ホール

2月27日（火）～3月15日（木） コスモスプラザ 2階 会議室1・2・3

【相談時間】

9時～12時 13時～16時

◎町民税・県民税の申告をしなければならない方

平成29年中（平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間）に所得があった方のうち、次に該当する方は、申告してください。

1. 営業等、農業、不動産、配当、雑などの所得があった方
2. 給与所得者で次に該当する方

- ① 勤務先から給与支払報告書が提出されていない方
- ② 給与所得以外の所得（営業等、農業、不動産（地代、家賃など）、配当、雑、一時など）があった方

※ 所得税において、給与所得以外の所得が20万円以下のときは、確定申告をする必要はありませんが、町県民税においては申告をする必要があります。

- ③ 日給等で働いている方
- ④ 医療費控除またはセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）などを受ける方
- ⑤ 平成29年中途で退職し、再就職されず年末調整を受けていない方

3. 年金・恩給などの公的年金等の受給者で次に該当する方

- ① 公的年金等以外の所得（営業等、農業、不動産（地代、家賃など）、配当、雑、一時など）があった方
- ② 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを受ける方

※ 所得税において、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、確定申告をする必要はありませんが、町県民税においては申告が必要になる場合があります。

4. 次の支払金をもらった、又はもらっている方

- ① 個人年金（終身年金や養老年金など）をもらっている方・・・雑所得
- ② 生命保険などの満期一時金、解約一時金をもらった方・・・一時所得

◎所得がなくても申告が必要な方

- ① 国民健康保険に加入している方
- ② 保育所を利用している方と同一住所の世帯の方
- ③ 後期高齢者医療制度に加入している方および同じ世帯の方
- ④ 重度障害者医療証を受けている方および同じ世帯の方
- ⑤ ひとり親家庭等医療証を受けている方および同じ世帯の方
- ⑥ 20歳前の障がいを理由に障害年金を受給している方
- ⑦ 遺族年金を受給している方

◎町民税・県民税の申告をしなくてもいい方

次に該当する方は、町県民税の申告をする必要はありません。

1. 所得税の確定申告書を提出された方
2. 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
3. 社会保険庁から年金の支払報告がなされている方
4. 合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の方

ただし、前述の「◎所得がなくても申告が必要な方」のいずれかに該当する方は除きます。

また、扶養者の勤務先や官公署（公営住宅・各種助成金等）に提出するための非課税証明書の基礎資料となりますので、申告書の提出にご協力ください。

申告には「**身元確認書類**」および「**マイナンバーが確認できるもの**」が必要となります。
くわしくは裏面をご覧ください。

前回までに役場や税務署で電子（e-Tax送信）申告をしたことがある方は、
「**利用者識別番号**」が記された税務署からの「お知らせはがき」又は「通知はがき」が必要です。

住 所	筑前町	ふりがな	
		氏 名	

◎申告のときに必要なもの

<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 町民税・県民税申告書 (納税相談会場で相談を受けたときは、システムから申告書を出力しますので、この申告書が不要な場合があります。相談終了後、控えをお渡します。) 	
<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 (認印で可) 	
身元確認書類 (本人以外の方が申告書を提出する場合は、本人の身元確認書類と提出される方の身元確認書類を確認させていただきます。) <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 身体障害者手帳 ・ 保険証 など 	
マイナンバー (個人番号) が確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード ・ 通知カード ・ 住民票 など 	
利用者識別番号が確認できるもの (税務署からのお知らせはがき、または通知はがき) 前回までに役場の申告会場や税務署、自宅のパソコンで電子 (e-Tax送信) 申告をしたことがある方に限ります。	
(各所得がある場合は、) 所得の計算に必要な書類	
営業所得 不動産所得 農業所得 等	<ul style="list-style-type: none"> 収支内訳書 (収入金額と必要経費がわかる書類など) 注意 収支内訳書を完成させてから会場にお越しください。
給与所得	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 (もらっていない方や紛失された方は勤務先に交付を受けてください。) (源泉徴収票がない場合は ・ 給与明細書 ・ 事業主の支払証明書 など)
雑所得	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 (届いていない方や紛失された方は支払者に再交付を受けてください。) (個人年金の場合は 支払金額と必要経費 (掛金相当額) がわかる書類)
一時所得	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額と必要経費がわかる書類など
(各種の控除を受ける場合は、) それらの支払証明書や領収書など	
扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族が国外居住者である場合は、 ・ 「親族関係を証明する書類」 および ・ 「送金を各人に行ったことを明らかにする書類」
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 など
勤労学生控除	<ul style="list-style-type: none"> 学生証
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書 (様式は国税庁又は筑前町ホームページからダウンロードできますし、税務課の窓口、納税相談会場でも準備しています。) (平成32年度までは「医療費のお知らせ、領収書および医療機関・薬局ごとの集計表」でも構いません。必ず集計を済ませてから会場にお越しください。) 医療費を補てんした保険金等がある場合は、 ・ 保険金額がわかる書類 ・ 高額療養費支給額のお知らせ など
セルフ メディケーション 税制 (医療費控除の特例)	<ul style="list-style-type: none"> セルフメディケーション税制の明細書 (様式は国税庁又は筑前町ホームページからダウンロードできますし、税務課の窓口、納税相談会場でも準備しています。) 取組内容が分かる保険者からの書類 ・ 薬局等の支払先、医薬品、支払金額がわかる書類 など 支払金額を補てんした保険金等がある場合は、 ・ 保険金額がわかる書類 ・ 高額療養費支給額のお知らせ など
※ 医療費控除とセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) はいずれかの選択適用となります。	
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金、任意継続、国民健康保険以外の健康保険、小規模企業等共済掛金 などの ・ 領収書 ・ 納付済額のお知らせ など (納税相談では国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は把握しているので不要です。)
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 控除証明書
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 控除証明書
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金受領証明書 ※ワンストップ特例申請をされた方も申告書を提出する場合は必要となります。

【注意】

※代理人が申告をする場合には、代理権が確認できるもの (税理士の場合の税理代理権限証書や成年後見人の場合の審判確定証明書など) も必要となります。
 ※申告書を郵送される方は、「身元確認書類」および「マイナンバーが確認できるもの」の写しを同封してください。

証明書類等の貼付箇所 ①

※添付資料はこちらの頁に貼付してください。足りない場合は3頁にも貼付できます。東で貼付せず、まんべんなく貼付してください。

筑前町ホームページの「町県民税申告書関係様式のダウンロード」コーナーでは、申告書の様式をエクセルファイルとPDFファイルにて提供していますのでご利用ください。エクセルファイルは必要事項を入力して作成することができます (手書きの必要がありません)

住所	筑前町	ふりがな	
		氏名	

◎ 2 所得金額

① 営業等所得	卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、医師、弁護士、外交員、大工などの事業から生じる所得です。
② 農業所得	農業から生じる所得です。
③ 不動産所得	地代（小作料など）、家賃、権利金などによる所得です。
④ 利子所得	公債、社債などの利子です。（源泉徴収を除きます。）
⑤ 株式等	株式等・・・株式などの配当による所得です。
⑥ 配当所得	その他・・・株式以外の出資の配当などによる所得です。
⑦ 給与所得	給料、賃金、賞与などによる所得です。申告書⑩の欄に収入金額のみ記入してください。複数の給与等があるときは、合計した金額を記入してください。
⑧ 雑所得	公的年金等・・・年金、恩給などによる所得です。申告書⑬の欄に収入金額のみ記入してください。複数の公的年金等があるときは合計した金額を記入してください。
⑨	その他・・・原稿料、講演料、シルバー人材センター分配金、個人年金などでほかの所得にあてはまらない所得です。
⑩ 総合課税の譲渡・一時	土地建物等および株式等以外の資産を譲渡したときに生じる所得です。例えば機械装置、工具器具備品、営業権、ゴルフ会員権、骨董品、貴金属など。一時所得は、生命保険の満期一時金や解約一時金など。特別控除50万円を差し引いた額が赤字の場合は0円

①～⑩以外では、山林所得（山林伐採および立ち木のままの譲渡による所得）、譲渡所得（土地、建物、株式等）、先物取引などの所得があります。申告書が異なりますので、税務課町民税係へお問い合わせください。

◎ 3 所得から差し引かれる金額（あなたの前年12月31日の現況）（【〇〇万円】は控除額です）

本 人 該 当 事 項	障害者・・・精神保健指定医などの判定により知的障害とされた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方など 【26万円】
	特別障害者・・・障害者のうち重度の障害がある方で、身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級又は2級である方、重度の知的障害と判定された方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が1級の方、など 【30万円】
寡 婦 ・ 寡 夫 控 除	寡婦（一般）・・・次の①②のいずれかに該当する方をいいます。（事実発生年月日を記入します。以下同じ） 【26万円】 ①夫と死別、離婚後に婚姻していない方や夫が生死不明である方で、扶養親族又は前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の者の扶養親族である場合を除く）を有する場合。 ②夫と死別後に婚姻していない方や夫が生死不明である方で、扶養親族等を有しないが、あなたの前年の合計所得金額が50万円以下の場合。
	寡婦特別・・・夫と死別、離婚後に婚姻していない方や夫が生死不明である方で、扶養親族である子を有し、あなたの前年の合計所得金額が50万円以下の場合。 【30万円】
	寡夫・・・妻と死別、離婚後に婚姻していない方や妻が生死不明である方で、前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の者の扶養親族である場合を除く）を有し、あなたの前年の合計所得金額が50万円以下の場合。 【26万円】
	勤労学生控除・・・学生や生徒で前年の合計所得金額が65万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合に適用されます。勤労学生欄の口にレ点をつけ、学校名を記入してください。 【26万円】
配 偶 者 （ 特 別 ） 控 除	【配偶者控除が適用となる場合】一般の控除対象配偶者【33万円】 1 あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円（給与のみの場合は、収入金額が103万円）以下の場合。（70歳以上（昭和23年1月1日以前生まれ）の方は「老人控除対象配偶者」に該当【38万円】）
	【配偶者特別控除が適用となる場合】 2 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円超76万円（給与のみの場合は、収入金額が141万円）未満の場合。 ※前年の12月31日（年の中途で死亡された場合は、その日）の現況において上記1又は2に該当する場合は適用となります。 ※配偶者が他の者の扶養親族、事業専従者である場合は除きます。 ※配偶者が別居の場合は申告書裏面の8にも氏名、住所を記入してください。 ※配偶者が障害者に該当する場合は本人該当事項の障害者控除を参考にしてください。扶養親族で特別障害者に該当し、あなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている場合は「同居特別障害者」となり控除額は【53万円】です。
扶 養 親 族	あなたと生計を一にする親族の前年の合計所得金額が38万円（給与のみの場合は、収入金額が103万円）以下の場合に適用されます。 ※ここでいう「親族」とは、民法の規定に従い、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。「姻族」とは、配偶者の血族及び自己の血族の配偶者をい、例えば配偶者が前夫（前妻）との間に生まれた子を有する場合、その子は1親等の姻族に該当することとなり、生計を一にするなど一定の要件を満たす場合には、扶養控除の対象となる扶養親族に該当することになります。
	【控除対象扶養親族】一般の控除対象扶養親族【33万円】 扶養親族のうち、16歳以上（平成14年1月1日以前に生まれた方）の方をいいます。
	【特定扶養親族】【45万円】 控除対象扶養親族で19歳以上23歳未満（平成7年1月2日～平成11年1月1日までに生まれた方）の方をいいます。
	【老人扶養親族】【38万円】 控除対象扶養親族で70歳以上（昭和23年1月1日以前に生まれた方）の方をいいます。
	【同居老親等】【45万円】 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属の方で、あなたやあなたの配偶者のいずれかとの同居を常としている方をいいます。（施設入所者は除かれます。）
	※扶養親族が他の者の扶養親族、事業専従者である場合は除きます。 ※扶養親族が別居の場合は申告書裏面の8にも氏名、住所を記入してください。 ※扶養親族が障害者に該当する場合は本人該当事項の障害者控除を参考にしてください。扶養親族で特別障害者に該当し、あなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている場合は「同居特別障害者」となり、控除額は【53万円】です。
【年少扶養親族】【控除額なし】 扶養親族のうち、16歳未満（平成14年1月2日以後に生まれた方）の方をいいます。 住民税の算定に必要ですので、忘れずに記入してください。	

※添付資料はこちらの頁にも貼付できます。2頁裏面から続けて束で貼付せず、まんべんなく貼付してください。

証
明
書
類
等
の
貼
付
箇
所

②

◎ 4 所得から差し引かれる金額（つづき）

雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が平成29年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合に適用されます。（控除の場合は、り災証明書や保険金の支払明細書等を添付又は提示してください。）</p> <p>※損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、損害金額、保険金等からの補てん額、差引損失金額、差引損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>・「損害の原因」震災・風水害・火災・盗難・横領など・「損害年月日」損害を受けた日・「損害を受けた資産の種類」・・・住宅・家財・衣類・現金など ・「損害金額」損害を受けたときの時価、または損害を受けた資産が家屋などの減価資産である場合には、その損失が生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして計算される取得費相当額、のいずれかの金額・「保険金等からの補てん額」損害により支払を受ける損害保険金や損害賠償金などの金額 ・「差引損失金額」損害金額－保険金等からの補てん額・「災害関連支出金額」差引損失金額のうち、当該災害等に関連してやむを得ない支出をした金額</p>																																	
	<p>※雑損控除額は、次の①②の算式で求めた金額のうち、いずれか多い方の金額が控除額となります。</p> <p>①「差引損失金額」－（「総所得金額等」×10％） ②「災害関連支出金額」－5万円</p>																																	
医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のために平成29年中に支払った医療費がある場合に適用されます。</p> <p>※控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」を作成してください。 医療費のお知らせ、領収書や保険金の支払明細書を添付又は提示してください。くわしくは手引き2頁裏面をご覧ください。</p> <p>※支払った医療費、保険金等からの補てん額、差引負担額 「支払った医療費」・・・医師・歯科医師などに支払った診療費、治療費、公共交通機関を利用した通院費、病院などの入院費など 「保険から補てんされた金額」・・・健康保険組合などから補てんを受ける療養費、分べん費や生命保険契約等に基づき支払を受ける入院給付金など</p> <p>※医療費控除額は、次の算式で求めた金額が控除額となります。（限度額200万円） 支払った医療費－保険から補てんされた金額＝「差引負担額」 「差引負担額」－（「①所得金額の合計」×5％と10万円）のいずれか少ない額</p>																																	
	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族の方が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、平成29年中に支払った金額がある場合に適用されます。（上記の医療費控除との選択適用となります。）</p> <p>※控除を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」を作成してください。 くわしくは手引き2頁裏面、国税庁作成のセルフメディケーション税制の明細書の裏面をご覧ください。</p> <p>※取組内容、支払った金額、保険金等からの補てん額、差引負担額 「取組内容・発行者名」・・・健康の保持増進及び疾病の予防としての一定の取組を行ったことが明らかにされており、かつ発行者の名称が記入された書類が必要です。 「支払った金額」・・・特定一般用医薬品等購入費をいい、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）を指します。 「保険から補てんされた金額」・・・生命保険契約、損害保険契約、健康保険法の規定等に基づき受けとった保険金や給付金など</p> <p>※セルフメディケーション税制の控除額は、次の算式で求めた金額が控除額となります。（限度額8万8千円） 支払った金額－保険から補てんされた金額＝「差引金額」 「差引金額」－12,000円</p>																																	
社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料など）をあなたが平成29年中に支払った場合に適用されます。</p> <p>※配偶者・その他の親族が負担することになっている社会保険料のうち、配偶者・その他の親族が給与・年金から差し引かれた社会保険料は除かれます。</p> <p>社会保険料控除額は、支払った金額が控除額となります。</p>																																	
	<p>※国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受けようとする場合には、当該保険料等の支払をした旨の証する書類を添付あるいは提示してください。 例えば、国民年金保険料であれば日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」など</p>																																	
小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが平成29年中に小規模企業共済制度に基づく掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に適用されます。</p> <p>小規模企業共済等掛金控除額は、支払った金額が控除額となります。</p>																																	
生命保険料控除	<p>受取人をあなたやあなたの配偶者・その他の親族とする生命保険契約等、介護医療保険契約等又は個人年金保険契約等があり、あなたが平成29年中にその保険料や掛金を支払った場合に適用されます。</p> <p>※生命保険控除を受ける場合には、支払保険料額や控除を受けられることを証明する書類を添付又は提示してください。 ※給与と所得で既に年末調整の際に給与所得から控除を受けたものは、その必要がありません。 ※契約先が生命保険会社、損害保険会社であるかにかかわらず、次の保険契約の内容のものについては、生命保険料控除の対象となります。 身体の障害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、入院により医療費を支払ったこと等に基いて保険金が支払われるもの</p>																																	
	<table border="1"> <tr> <td> <p>※生命保険料控除額は、右の①から下の③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。 なお、この合計額が7万円を超える場合には、生命保険料控除額は7万円となります。</p> </td> <td> <p>①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ以下の表の計算式で算出します。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>生命保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>12,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000を超え32,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000</td> </tr> <tr> <td>32,000を超え56,000以下</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000</td> </tr> <tr> <td>56,000超</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </table> </td> <td> <p>②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額はそれぞれ以下の表の計算式で算出します。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>生命保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>15,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000を超え40,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500</td> </tr> <tr> <td>40,000を超え70,000以下</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500</td> </tr> <tr> <td>70,000超</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額 新（旧）生命保険料又は新（旧）個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、下のいずれかを選択して控除額を計算することができます。</p> <table border="1"> <tr> <th>適用する生命保険料控除</th> <th>新契約のみ生命保険料控除を適用</th> <th>旧契約のみ生命保険料控除を適用</th> <th>新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用</th> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>①に基づき算定した控除額 （限度額28,000円）</td> <td>②に基づき算定した控除額 （限度額35,000円）</td> <td>①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額 （限度額28,000円）</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>※生命保険料控除額は、右の①から下の③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。 なお、この合計額が7万円を超える場合には、生命保険料控除額は7万円となります。</p>	<p>①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ以下の表の計算式で算出します。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>生命保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>12,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000を超え32,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000</td> </tr> <tr> <td>32,000を超え56,000以下</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000</td> </tr> <tr> <td>56,000超</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </table>	支払った保険料（円）	生命保険料控除額（円）	12,000以下	支払った保険料の全額	12,000を超え32,000以下	支払った保険料×1/2+6,000	32,000を超え56,000以下	支払った保険料×1/4+14,000	56,000超	28,000円（限度額）	<p>②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額はそれぞれ以下の表の計算式で算出します。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>生命保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>15,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000を超え40,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500</td> </tr> <tr> <td>40,000を超え70,000以下</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500</td> </tr> <tr> <td>70,000超</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </table>	支払った保険料（円）	生命保険料控除額（円）	15,000以下	支払った保険料の全額	15,000を超え40,000以下	支払った保険料×1/2+7,500	40,000を超え70,000以下	支払った保険料×1/4+17,500	70,000超	35,000円（限度額）	<p>③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額 新（旧）生命保険料又は新（旧）個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、下のいずれかを選択して控除額を計算することができます。</p> <table border="1"> <tr> <th>適用する生命保険料控除</th> <th>新契約のみ生命保険料控除を適用</th> <th>旧契約のみ生命保険料控除を適用</th> <th>新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用</th> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>①に基づき算定した控除額 （限度額28,000円）</td> <td>②に基づき算定した控除額 （限度額35,000円）</td> <td>①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額 （限度額28,000円）</td> </tr> </table>			適用する生命保険料控除	新契約のみ生命保険料控除を適用	旧契約のみ生命保険料控除を適用	新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	控除額	①に基づき算定した控除額 （限度額28,000円）	②に基づき算定した控除額 （限度額35,000円）
<p>※生命保険料控除額は、右の①から下の③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。 なお、この合計額が7万円を超える場合には、生命保険料控除額は7万円となります。</p>	<p>①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ以下の表の計算式で算出します。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>生命保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>12,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000を超え32,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000</td> </tr> <tr> <td>32,000を超え56,000以下</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000</td> </tr> <tr> <td>56,000超</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </table>	支払った保険料（円）	生命保険料控除額（円）	12,000以下	支払った保険料の全額	12,000を超え32,000以下	支払った保険料×1/2+6,000	32,000を超え56,000以下	支払った保険料×1/4+14,000	56,000超	28,000円（限度額）	<p>②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額はそれぞれ以下の表の計算式で算出します。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>生命保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>15,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000を超え40,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500</td> </tr> <tr> <td>40,000を超え70,000以下</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500</td> </tr> <tr> <td>70,000超</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </table>	支払った保険料（円）	生命保険料控除額（円）	15,000以下	支払った保険料の全額	15,000を超え40,000以下	支払った保険料×1/2+7,500	40,000を超え70,000以下	支払った保険料×1/4+17,500	70,000超	35,000円（限度額）												
支払った保険料（円）	生命保険料控除額（円）																																	
12,000以下	支払った保険料の全額																																	
12,000を超え32,000以下	支払った保険料×1/2+6,000																																	
32,000を超え56,000以下	支払った保険料×1/4+14,000																																	
56,000超	28,000円（限度額）																																	
支払った保険料（円）	生命保険料控除額（円）																																	
15,000以下	支払った保険料の全額																																	
15,000を超え40,000以下	支払った保険料×1/2+7,500																																	
40,000を超え70,000以下	支払った保険料×1/4+17,500																																	
70,000超	35,000円（限度額）																																	
<p>③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額 新（旧）生命保険料又は新（旧）個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、下のいずれかを選択して控除額を計算することができます。</p> <table border="1"> <tr> <th>適用する生命保険料控除</th> <th>新契約のみ生命保険料控除を適用</th> <th>旧契約のみ生命保険料控除を適用</th> <th>新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用</th> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>①に基づき算定した控除額 （限度額28,000円）</td> <td>②に基づき算定した控除額 （限度額35,000円）</td> <td>①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額 （限度額28,000円）</td> </tr> </table>			適用する生命保険料控除	新契約のみ生命保険料控除を適用	旧契約のみ生命保険料控除を適用	新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	控除額	①に基づき算定した控除額 （限度額28,000円）	②に基づき算定した控除額 （限度額35,000円）	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額 （限度額28,000円）																								
適用する生命保険料控除	新契約のみ生命保険料控除を適用	旧契約のみ生命保険料控除を適用	新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用																															
控除額	①に基づき算定した控除額 （限度額28,000円）	②に基づき算定した控除額 （限度額35,000円）	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額 （限度額28,000円）																															
地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が所有している家屋・家財の保険や共済を目的とし、かつ地震等を原因とする火災等による損害により保険金又は共済金が支払われる地震保険契約等について、あなたが平成29年中に保険料や掛金を支払った場合に適用されます。</p> <p>※控除を受ける場合は、支払保険料や掛金の金額などの証明書を添付又は提示してください。</p> <p>※地震保険料控除額は、「地震保険料」と「旧長期損害保険料（経過措置分）」のそれぞれの保険料を下の式にあてはめ、個々に求めた金額の合計額が控除額となります。ただし、合計額が25,000円を超える場合は、25,000円となります。</p>																																	
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約締結されたものに限る。）</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料（円）</th> <th>地震保険料控除額（円）</th> <th>支払った保険料（円）</th> <th>旧長期損害保険料控除額（円）</th> </tr> <tr> <td>50,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2</td> <td>5,000以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,000超</td> <td>25,000（限度額）</td> <td>5,000を超え15,000以下</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,000超</td> <td>10,000（限度額）</td> </tr> </table>	地震保険料		旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約締結されたものに限る。）		支払った保険料（円）	地震保険料控除額（円）	支払った保険料（円）	旧長期損害保険料控除額（円）	50,000以下	支払った保険料×1/2	5,000以下	支払った保険料の全額	50,000超	25,000（限度額）	5,000を超え15,000以下	支払った保険料×1/2+2,500			15,000超	10,000（限度額）													
地震保険料		旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約締結されたものに限る。）																																
支払った保険料（円）	地震保険料控除額（円）	支払った保険料（円）	旧長期損害保険料控除額（円）																															
50,000以下	支払った保険料×1/2	5,000以下	支払った保険料の全額																															
50,000超	25,000（限度額）	5,000を超え15,000以下	支払った保険料×1/2+2,500																															
		15,000超	10,000（限度額）																															
基礎控除	<p>すべての納税義務者に適用されます。控除額【33万円】</p>																																	

◎ 5 寄附金に関する事項

<p>平成29年中に寄附した金額について寄附金税額控除を受けようとする場合は、該当する欄に寄附した金額を記入します。</p> <p>※申告書を提出する場合には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行ったことを証明できる書類が必要となります。なお、受領証等は申告される方が寄附者として記載されているものに限ります。また、ワンストップ特例申請をされた方も申告書を提出する場合は、受領証等が必要です。</p> <p>〔控除の対象となる寄附金〕ア. 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税） イ. 福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部への寄附金のうち政令で定めるもの ウ. 県・町条例により指定した寄附金</p>

◎ 6 事業専従者欄（収支内訳書に記載した事業専従者を記入してください。）

◎ 7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

（特定口座において配当割額又は株式等譲渡所得割額を差し引かれている方は、該当する欄にその額を記入してください。）

◎ 8 別居の控除対象配偶者・扶養親族に関する事項（別居の場合は、その氏名と住所を記入してください。）

◎ 9 その他 ◎給与収入（パート・アルバイト等）で源泉徴収票がない方は、平成29年中の収入状況を記入してください。
 各月毎に日給と勤務日数又は月収等を記入、収入金額の合計を算出し、給与支払者の住所・氏名も記入してください。
 ◎通信欄 扶養親族になっている又は生活保護、遺族年金・障害年金など、その他の生活費について記入してください。